

5 第 2 8 号議案

令和 6 年度公立特別支援学校の学級編制基準について

このことについて、令和 6 年度公立特別支援学校の学級編制基準を定めた
いので、別添案を添えて請議します。

令和 5 年 10 月 19 日提出

教育長 飯田 靖

説明

この案を提出するのは、令和 6 年度公立特別支援学校の学級編制基準を定
める必要があるからである。

別 紙 案

令和6年度公立特別支援学校の学級編制基準を次のとおり制定します。

令和5年10月19日

愛知県教育委員会

令和6年度公立特別支援学校の学級編制基準（案）

区分		1学級の児童・生徒数		備考
幼稚部	通常の学級	約5人		引き続く二の年齢の児童の数の合計数が4人以下の場合には、複式の学級編制を行う。
	重複障害学級	3人		引き続く二の年齢の児童の数の合計数が2人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。
小・中学部	通常の学級	小学部1～6年 中学部1～3年	6人	(1) 小学部の通常の学級においては、3・4年又は5・6年の児童の数の合計数が4人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。 (2) 中学部の通常の学級においては、引き続く二の学年の生徒の数の合計数が4人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。 (3) 重複障害学級においては、小学部は、児童数の合計した人数を、中学部は、生徒数の合計した人数をそれぞれ基礎として学級編制を行う。 (4) 施設内教育学級及び訪問教育学級においては、小学部は、児童数の合計した人数を、中学部は、生徒数の合計した人数をそれぞれ基礎として学級編制を行う。
	重複障害学級	3人		
	施設内教育、訪問教育学級	3人		
高等部	通常の学級	高等部1～3年	約8人	(1) 引き続く二の学年の生徒の数の合計数が5人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。 (2) 高等特別支援学校、校舎においては、8人として学級編制を行う。
	重複障害学級	3人		(1) 中学部第3学年の重複障害学級該当生徒数に応じて学級編制を行う。 (2) 引き続く二の学年の生徒の数の合計数が2人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。
	訪問教育学級	3人		高等部1年から3年までの生徒数を合計した人数を基礎として、学級編制を行う。
専攻科	専攻科1～3年		約8人	引き続く二の学年の生徒の数の合計数が5人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。